

新市立島田市民病院売店及びレストラン運営事業者選定プロポーザル審査要項

新市立島田市民病院の売店及びレストラン運営事業者の選定に関するプロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号を満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「新市立島田市民病院売店及びレストラン運営事業者公募要項」（以下公募要項）という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要項に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 募集要項により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

審査項目の合計点数は200点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- | | |
|------------|-------|
| (1) 運営方針 | (10点) |
| (2) 営業内容 | (65点) |
| (3) 実施体制 | (55点) |
| (4) 財務資料 | (10点) |
| (5) 提案貸付料率 | (20点) |
| (6) その他の提案 | (40点) |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーション及びヒアリングによる審査委員会を開催します。

(1) 日時及び場所

日時 平成30年10月19日（金） 午後を予定

場所 市立島田市民病院

※ 後日、参加者には日時、場所、順番等を別途お知らせします。

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1者20分以内、説明者は1者あたり2名以内としてください。
- ② 説明は、提出した企画提案書に基づき行うものとします。
- ③ プロジェクターの利用も可能としますが、提出した提案書以外の資料は認められません。

(3) ヒアリング

- ① 各者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を10分～20分程度設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書とその内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリング審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいた審査を行います。
- (3) 全ての参加者の審査が終了した後に、各審査委員の審査結果を集計後、総合得点の高い順に優先交渉権者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高得点者が同点で2者以上ある場合は、提案された「貸付料」を比較して金額の高い者から順に優先交渉権者と次点者を決定します。